

静岡県の融資・助成制度等

1. 融資制度

(1) 事業資金 ······

◆◇ 経営改善資金

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、常時使用する従業員の数が、100人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては50人）以下のもの |
| 資金用途 | 機械設備の購入・修理、工場・倉庫・店舗・事務所等の新築・増築等、工作物及び付帯設備、店舗等の賃借に係る権利金・敷金等、旅館業における宿泊施設、観光客の利用する駐車場・温泉施設等、小売・旅館業者の共同施設、既借入金の返済に必要な資金（同一資金・貸付の枠内で新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る）等 |
| 融資限度額 | 1企業 5,000万円（共同施設 1施設 5,000万円） |
| 融資利率 | 年1.9%（固定金利） |
| 信用保証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 経営改善資金（小口零細企業貸付）

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる小規模企業者 |
| 資金用途 | 上記の「経営改善資金」と同じ |
| 融資限度額 | 全ての信用保証協会の保証付き既借入金残高と合計で2,000万円 |
| 融資利率 | 年1.8%（固定金利） |
| 信用保証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.4%～1.5%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 経営改善資金（経営改善資金借換枠）

| | |
|------|---|
| 融資対象 | 静岡県中小企業融資制度資金（短期経営改善資金、経営安定資金のうち経済変動対策貸付の信用補完借換枠及び特例保険付き信用保証を利用する資金を除く）の既融資残高がある中小企業者及び組合であって、当該資金の借換によって元金月賦償還額の軽減が図れるもの |
|------|---|



| | |
|-----------|--|
| 資 金 使 途 | 1 県制度融資既借入金の借換えに必要な資金 2 事業経営に必要な設備資金、運転資金（新たな資金を借りて一本化を行う場合に限る） |
| 融 資 限 度 額 | 1 資金使途1の県制度融資既借入金残高 2 資金使途2と県制度融資既借入金残高の合計で5,000万円 |
| 融 資 利 率 | 年1.9%（経営安定関連保証1～4号、東日本大震災復興緊急保証の場合 年1.8%）（固定金利） |
| 融 資 期 間 | 10年以内 |
| 償 還 方 法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可） |
| 信 用 保 証 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要 |
| 保 証 料 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 相 談 窓 口 | 経営安定関連保証 1～4号の場合 年0.6% 5の場合 年0.58% 7、8号の場合 年0.5% 東日本大震災復興緊急保証の場合 年0.8% 取扱金融機関 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 短期経営改善資金

| | |
|-----------|---|
| 融 資 対 象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、常時使用する従業員の数が、50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあっては20人）以下のもの |
| 資 金 使 途 | 仕入れ、決済、賞与等に必要な資金 |
| 融 資 限 度 額 | 1企業 700万円 1組合 1,500万円（ただし、組合員に対する転貸融資の場合は、1組合1億円でかつ1組合員当たり700万円） |
| 融 資 利 率 | 年1.8% |
| 信 用 保 証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保 証 料 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融 資 期 間 | 5ヶ月以内 |
| 償 還 方 法 | 元金均等月賦償還、元利均等月賦償還又は一括償還 |
| 相 談 窓 口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 ※市町の制度と重複する場合があります |

(2) 経営安定資金

◆◇ 経済変動対策貸付

| | |
|--|--|
| 融 資 対 象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって1、2、3又は4のいずれかの要件に該当するもの |
| | 1. 次のアからウのすべてに該当するもの |
| | ア. 最近の経済環境の変化により、県内の経済活動が著しく沈滞していること等に起因して経営の安定に支障を生じ、次のいずれかの要件に該当すること ＊最近3ヶ月間の売上高が前年の同期比10%以上又は2年若しくは3年前の同期比15%以上減少していること ＊最近6ヶ月間の売上高が前年の同期比5%以上又は2年若しくは3年前の同期比10%以上減少していること ＊原油・原材料（以下「原材料等」という。）の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格の引上げが著しく困難であることにより、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原材料等の平均仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3ヶ月間の売上総利益（粗利益）が、前年同期比で5%以上減少していること |
| | イ. 一時的に経営の安定に支障が生じている原因が、投機的な不動産・株式等の取引等でないこと ウ. 業況が、中長期的には前年並みに回復することが見込まれること |
| 2. 金融機関の経営合理化に伴い借入残高が減少したことにより、中小企業信用保険法第2条第5項第7号の市町長の認定を受けたもの | |



| | |
|--------|---|
| 融資限度額 | 1企業・1組合 5,000万円 |
| 融資利率 | 年1.6% (経営安定関連保証2号、4号、危機関連保証の場合、年1.5%) (固定金利) |
| 信用保証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.28%～1.2% (有担保の場合0.1%割引) 経営安定関連保証 2号、4号の場合 年0.6% 5号の場合 年0.58% 7号の場合 年0.5% 危機関連保証の場合 年0.8% |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 (設備は3年以内、運転は2年以内の据置可) |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 再生企業支援貸付

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、1又は2のいずれかの要件に該当するもの。 1 貸付債権が金融機関から株式会社整理回収機構又は株式会社産業再生機構に譲渡されたことにより、信用保険法第2条第5項第8号に該当することについて、市町長から認定を受けたもの。 2 認定支援機関（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条の認定支援機関をいう。）の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの。（国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証を付すものに限る。） |
| 資金用途 | 1 融資対象者1の事業の再生に必要な運転資金 2 融資対象者2の事業再生の計画等の実施に必要な資金（協会の保証付き融資を本資金で借換える場合を含む。） |
| 融資限度額 | 1企業・1組合 5,000万円以内 |
| 融資利率 | 年1.5% (責任共有制度対象外)、年1.6% (責任共有制度対象)、年1.9% (固定金利) |
| 信用保証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.5% (経営安定関連保証8号) 年0.8% (事業再生計画実施関連保証 (責任共有制度対象)) 年1.0% (事業再生計画実施関連保証 (責任共有制度対象外)) |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還 (融資対象1の場合は2年以内、融資対象2の場合は1年以内の据置可) |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

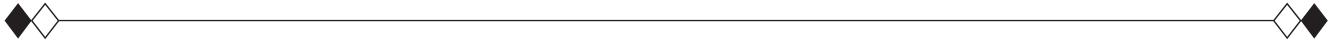


◆◇ 連鎖倒産防止貸付

| | |
|---|--|
| 融資対象 | 県内で6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合であって、次のア又はイにより指定された再生手続開始申立等企業に対して25万円以上の売掛債権（役務の提供による営業収益で未収債権を含む）又は前渡金返還請求権を有しているもの、並びに指定再生手続開始申立等企業との取引額（原則として役務の提供を含む、最近6ヶ月間の売上高及び商品仕入高をいう）が総取引額の20%以上あるもので、売掛債権又は前渡金返還請求権を有しているもの |
| ア. 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による、経済産業大臣の指定を受けた再生手続開始申立等企業 | |
| イ. 負債金額（金融機関借入金除く）が原則として3,000万円以上の再生手続開始申立等企業で、その倒産等により、県内の中小企業者等の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと知事が認めて指定したもの | |
| 資金用途 | 指定再生手続開始申立等企業の倒産による連鎖倒産を防止するために必要な運転資金 |
| 融資限度額 | 1企業 3,000万円、 1組合 5,000万円 |
| 融資利率 | 年1.6%（経営安定関連保証1号の場合、年1.5%）（固定金利） |
| 信用保証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 経営安定関連保証1号の場合、年0.6% |
| 10年以内 | |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 中小企業災害対策資金

| | |
|---|---|
| 融資対象 | 県内で6ヶ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合であって、次のア及びイのいずれにも該当するもの |
| ア. 次のいずれかの災害で直接被害又は間接被害を受けたもの | |
| *激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害 | |
| *災害救助法の適用を受けた災害 | |
| *その他、知事が資金の貸付を必要と認めた災害（災害により事業活動に影響を受けた場合も含む） | |
| イ. その他災害の規模等を考慮して別に定める要件 | |
| 災害復興に必要な設備資金、運転資金 | |
| 資金用途 | 1企業・1組合 5,000万円 |
| 融資限度額 | 年1.6%（激甚災害保証、経営安定関連保証4号の場合、年1.5%）（固定金利） |
| 融資利率 | 信用保証協会の保証要 |
| 信用保証 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 保証料 | 激甚災害保証、経営安定関連保証4号の場合、年0.6% |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |



◆◇ 中小企業災害対策資金融資信用保証料補助

| | |
|-----------|--|
| 補 助 対 象 者 | 「中小企業災害対策資金」の融資対象となる中小企業者・組合であって、災害により直接被害を受けたもの |
| 補 助 率 | 普通保証 0.15%～0.70% SN4号、激甚災害保証 0% ※SN4号保証又は激甚災害保証が発動された場合、発動前に実行された普通保証の融資については、保証料率の企業負担分を県負担により0%とする。 |
| 問い合わせ先 | 県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 経営力強化資金

| | |
|-----------|--|
| 融 資 対 象 | 金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者、組合（国の全国統一制度である経営力強化保証を付すものに限る。） |
| 資 金 使 途 | 事業計画の実施に必要な資金 |
| 融 資 限 度 額 | 1企業・1組合 8,000万円 |
| 融 資 利 率 | 年1.5%（責任共有制度対象外）、年1.6%（責任共有制度対象）（固定金利） |
| 信 用 保 証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保 証 料 | 年0.3%～1.15%（責任共有制度対象）（有担保の場合0.1%割引） 年0.4%～1.35%（責任共有制度対象外）（有担保の場合0.1%割引） ※新規資金が含まれる場合は責任共有対象になる。 |
| 融 資 期 間 | 借換の場合（新規資金の追加可能）は、10年以内 新規資金のみの場合は、運転資金5年、設備資金7年以内 |
| 償 還 方 法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相 談 窓 口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

(3) 特別政策資金

◆◇ 開業パワーアップ支援資金

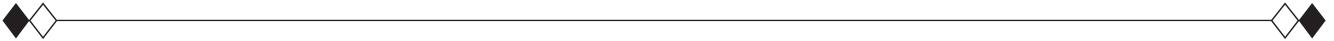
| | |
|---------|--|
| 融 資 対 象 | 県内で企業を営む（営もうとする場合を含む。）創業者であって、次のいずれかに該当するもの。 1 産業競争力強化法及び中小企業等経営強化法に掲げるもの ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業により経営産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6か月以内）に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの。 イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内（産業競争力強化法第2条第23項第3号の認定特定創業支援事業により経営産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、6か月以内）に新たに会社を設立し、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。 |
|---------|--|



| | |
|--------|--|
| ウ | 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの。 |
| エ | 中小企業者であって、事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人（当該事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る。） |
| オ | 中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社（当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。） |
| カ | 中小企業者であって、設立の日以後の期間が5年未満の会社（中小企業者である会社が自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ新たに設立したものに限る。） |
| 2 | その他創業者として知事が定めるもの |
| ア | 1工に掲げる個人が法人成りしたものであって、1工に掲げる事業を開始した日以後の期間が5年未満の法人 |
| イ | 事業を営む期間が5年未満の個人であって、新たに法人を設立したもの |
| ウ | 1オに掲げる会社の代表者が1オとは別に設立した法人であって、1オに掲げる会社を設立した日以降の期間が5年未満の法人 |
| エ | 協会の保証の対象とならない事業を営んでいる個人又は法人が、対象となる事業を開始した日以後の期間が5年未満のもの |
| 資金用途 | 県内で営む又は営もうとする事業に必要な設備資金、運転資金 開業パワーアップ支援資金の既借入金の借換えに必要な資金（新たな資金を借り入れて一本化を行う場合に限る。） |
| 融資限度額 | 1企業 3,500万円 ※融資対象1ア及びイに該当する場合であって、2,000万円を超えた融資の場合は、2,000万円に自己資金を加算した額を限度とする。また、融資対象1（ウ及びカを除く）に該当する場合であって、産業競争力強化法第115条第1項に掲げる要件のいずれにも該当する創業者で、再挑戦支援保証を付する場合は、創業関連保証と合算して2,000万円を限度とする。 |
| 融資利率 | 年1.5%以内（創業等関連保証ほか）、年1.6%以内（普通保証）（固定金利） |
| 信用保証 | 信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.65%（創業関連保証ほか） 年0.3%～1.3%（普通保証：有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 開業パワーアップ支援資金金融資信用保証料補助

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 補助対象者 | 創業1年未満かつ県制度の「開業パワーアップ支援資金」未利用者 |
| 補助率 | 0.90%（静岡県：0.45% 静岡県信用保証協会：0.45%） |
| 利用者の保証料負担 | 0% |
| 問い合わせ先 | 県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |



◆◇ 新事業展開支援資金

【新分野貸付】

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合であって、次の1又は2に該当するもの |
| | 1 新分野に進出しようとするもの。ただし、同一事業に属する場合であっても従来の製品に比して原材料又は生産加工技術のどちらかを異にし、かつ用途、販路、機能又は性能のいずれかを異にすることを目的として行う場合は、新分野進出先事業として取り扱う。また、下請事業者が親事業の構造調整及び事業活動の変更に対応し、下請事業者自らが新分野進出、経営の合理化、近代化等を行う場合も含む。なお、新分野進出先事業が中小企業信用保険法第2条第1項第1号に定める業種に属さない事業、風俗営業等取締法による規制対象事業は対象外。 |
| | 2 國際経済上の環境変化等に対応して、海外投資（拡大、追加投資を含む。）を行うもの |
| 資金用途 | 1 新分野に進出するために必要な設備資金及び運転資金 2 海外投資の内容が県内で営む事業と関連があつて、次のいずれかに該当するもの ア 海外における支店・工場その他の営業所の設置又は拡張に要する費用（設備投資に付随する運転資金を含む。） イ 当該中小企業者等の出資割合が10%以上となる場合（その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して10%以上となる場合を含む。）における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金 ウ 当該中小企業者等の出資割合が10%以上である外国法人（その者とその者の100%出資の子会社の出資割合を合計して10%以上である外国法人を含む。）の発行に係る証券等（株式、出資の持分、社債又は利礼をいう。以下同じ。）の取得又は同外国法人に対する金銭の貸付に要する資金 エ 当該中小企業者等と次に掲げる水統的な関係がある外国法人の発行に係る証券等の取得又は同外国法人に対する金銭の貸付に要する資金 (ア) 役員の派遣 (イ) 長期にわたる原材料の供給又は製品の販売 (ウ) 重要な製造技術の提供 (新分野、経営革新等、少子化対策・障害者雇用の合計で) 1企業・1組合 7,000万円 但し、イは5,000万円 |
| 融資限度額 | 年1.6%以内（固定金利） 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要年0.3%～1.3%（普通保証：有担保の場合0.1%割引） 年0.98%（海外投資関係保証：有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 融資対象イについては、（公社）静岡県国際経済振興会も可 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

【経営革新等貸付】

| | |
|------|--|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であつて、次のいずれかに該当するもの |
| | ア. 中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画について知事の承認を受けたもの イ. 中小企業等経営強化法に基づき、異分野連携新事業分野開拓計画について主務大臣の認定を受けたもの ウ. 中小企業のものづくり基盤技術高度化法に基づき、特定研究開発等計画について経済産業大臣の認定を受けたもの |



| | |
|--------|--|
| | 工. 中小企業地域産業資源活用促進法に基づき、地域産業資源活用事業計画について、主務大臣の認定を受けたもの |
| | オ. 農商工等連携促進法に基づき、農商工等連携事業計画について主務大臣の認定を受けたもの |
| | カ. 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画について、主務大臣の認定を受けたもの |
| | キ. 地域未来投資促進法に基づき地域経済索引事業計画について知事の認定を受けたもの |
| | ク. 生産性向上特別措置法に基づき、先端設備等導入計画について市町長の認定を受けたもの |
| | ケ. 廃止前の産活法に基づき、中小企業経営資源活用計画について知事の認定を受けたもの ※知事の承認は、県経営支援課。ただし、承認申請に係る事項は産業財団に事前相談して下さい。 |
| 資金用途 | ア. 承認を受けた経営革新計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 イ. 認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 ウ. 認定を受けた特定研究開発等計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 エ. 認定を受けた地域産業資源活用事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 オ. 認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 カ. 認定を受けた経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち新事業活動の実施に必要となる設備資金及び運転資金 キ. 承認を受けた地域経済索引事業計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 ク. 認定を受けた先端設備等導入計画に従って実施する事業に必要な設備資金 ケ. 認定を受けた中小企業経営資源活用計画に従って実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 (新分野、経営革新等、少子化対策・障害者雇用の合計で) |
| 融資限度額 | 1企業・1組合 1.6億円 年1.6%以内(固定金利) 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要年0.58% |
| 融資利率 | 10年以内(経営力向上関連保証を付す場合 設備資金7年以内、運転資金5年以内) |
| 信用保証 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還(1年内の据置可) |
| 保証料 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 融資期間 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 |
| 償還方法 | ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |
| 取扱金融機関 | |
| 相談窓口 | |

【少子化対策・障害者雇用支援貸付】

| | |
|------|---|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者、組合であって、次のいずれかに該当するもの |
| | ア. 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長に届出をしたもの |
| | イ. 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けているもの(こうのとりカンパニー) |
| | ウ. 新たに障害者を常用雇用するもの |
| | エ. 障害者雇用率が2.2%を超えているもの |

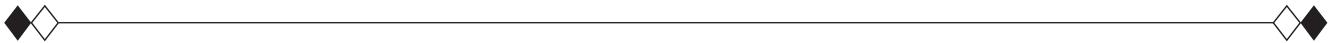


| | |
|-----------|--|
| 資 金 使 途 | ア. 一般事業主行動計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 イ. 静岡県次世代育成支援企業認証制度の認証を受けた企業（こうのとりカンパニー） が実施する事業に必要な設備資金及び運転資金 ウ. 新たに障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金 エ. 障害者を常用雇用するために必要な設備資金及び運転資金 (新分野、経営革新等、少子化対策・障害者雇用の合計で) |
| 融 資 限 度 額 | 1企業・1組合 7,000万円 |
| 融 資 利 率 | 年1.6%以内（固定金利） |
| 信 用 保 証 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要 |
| 保 証 料 | 年0.3%～1.3%（普通保証：有担保の場合0.1%割引） |
| 融 資 期 間 | 10年以内 |
| 償 還 方 法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相 談 窓 口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ 防災・減災強化資金

【防災・減災強化貸付】

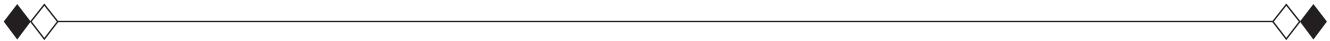
| | |
|---------|---|
| 融 資 対 象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者（中小企業者以外で知事が認めたものを含む）、組合 |
| 資 金 使 途 | <ol style="list-style-type: none">1. 地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金で、次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none">ア. 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震診断の実施に必要な資金イ. 昭和56年5月31日以前に建築された建築物の耐震改修の計画の策定に必要な資金ウ. 建物（工場、倉庫、店舗、事務所）並びにその囲障（ブロック塀、石塀等）及び広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修に必要な資金 ただし、次に掲げる条件を満たすこと<ol style="list-style-type: none">(ア) 建物 建替え……県（くらし・環境部）で制定した「静岡県建築構造設計指針・同解説」に基づく設計をしていること 改 修……改修後の耐震性能が静岡県における耐震判定指標値を満たしていること又は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第17条第3項の規定に基づき耐震改修の計画の認定を受けていること(イ) 囲障及び広告看板等 地震発災時に落下、転倒して、周辺住民等の第三者や周辺等の公共施設に被害を与えるおそれがあるものを、建替え又は改修等すること（囲障は県の推奨する工法によること。）エ. 建築物の非構造部材の耐震性を向上させる改修に必要な資金オ. アスベストの飛散防止等に必要な資金カ. エレベータの防災対策改修に必要な資金 ただし、（一財）日本建築設備・昇降機センターが発行した「昇降機技術基準の解説2009年版」に基づく対策をしていることキ. 消防水利施設（有蓋貯水槽、防火井戸）の設備及び耐震性を向上させる改修に必要な資金ク. 危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の、耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修（法令により義務付けられている設備を除く）に必要な資金ケ. 機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散を防止するために必要な資金 |



- コ. 次に掲げる施設等の設置に必要な資金
- (ア) 消防用設備（消防法の規定により設置を義務付けられている設備を除く）
 - (イ) 応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等）
 - (ウ) 無線通信施設
- サ. 避難路及び避難地（津波避難タワー等）の整備に必要な資金
- シ. ウ（イ）に該当する構築物の撤去（建替え又は改修のための撤去を除く）に必要な資金
- ス. 地盤改良等（基礎杭打設、表層改良、切土工等）に必要な資金
ただし、静岡県第4次地震被害想定（以下「第4次地震被害想定」という。）において、液状化発生の可能性が高い地域（ランク大・中）又はやま・がけ崩れの可能性が高い地域（ランクA・B）において実施するものに限る。
- セ. 浸水防止のための工事（嵩上げ等）、工作物（擁壁等）の設置又は改修に必要な資金
ただし、第4次地震被害想定において、津波浸水地域（浸水深1cm以上）において実施するものに限る。
2. 事業継続計画の策定及び事業継続計画に基づく対策の実施に必要な設備資金（法令により義務付けられている設備を除く。）及び運転資金
- 1企業・1組合 1億円
年1.6%以内（建築物の建替え、耐震補強、地盤改良等、浸水防止の場合、年1.035%以内）
(固定金利)
- 信用保証
保証料
融資期間
償還方法
取扱金融機関
相談窓口
- 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要
年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引）
10年以内
元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可）
県内に本支店を有する金融機関
取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課
※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519
※一定の要件を満たすホテル・旅館の耐震補強については、利子補給及び保証料に優遇措置あり
詳細問い合わせ；くらし・環境部建築安全推進課 TEL 054-221-3076

【特定建築物耐震化特別貸付】

- 融資対象
原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者（中小企業者以外で知事が認めた者を含む。）、組合
- 資金用途
特定建築物において
1. 防災・減災強化貸付の資金に該当するもの
 2. 耐震工事中の休業期間に対応する従業員への賃金支払いに必要な資金
- 融資限度額
1企業・1組合 10億円
年1.6%以内（建築物の建替え、耐震補強、地盤改良等、浸水防止の場合、年1.035%以内）
(固定金利)
- 信用保証
保証料
融資期間
償還方法
取扱金融機関
相談窓口
- 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要
年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引）
15年以内
元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（5年以内の据置可）
県内に本支店を有する金融機関
取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課
※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519
※一定の要件を満たすホテル・旅館の耐震補強については、利子補給及び保証料に優遇措置あり
詳細問い合わせ；くらし・環境部建築安全推進課 TEL 054-221-3076



◆◇ 地震リスク分散資金

| | |
|--------|--|
| 融資対象 | 原則として1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、地震リスク分散を行う中小企業者、組合（成長産業分野支援資金及びふじのくにフロンティア推進資金の対象となるもののものを除く。） |
| 資金用途 | 静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策のために行う移転又は分散（新設）に必要な設備資金（土地取得費を含む。） |
| 融資限度額 | 1企業・1組合 10億円 |
| 融資利率 | 年1.4%以内（固定金利） |
| 信用保証 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 15年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（5年以内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

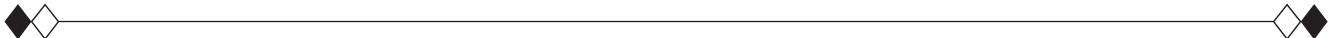
◆◇ 成長産業分野支援資金

【成長産業分野支援貸付】

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | 成長産業分野に参入又はこれらの事業を拡充する中小企業者、組合であって、開業パワーアップ支援資金、新分野貸付又は経営革新等貸付の要件を満たすもの（地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金の対象となるものを除く） |
| 資金用途 | 成長産業分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金 |
| 融資限度額 | （成長産業分野支援貸付、クラスター産業分野支援貸付の合計で） 1企業・1組合 10億円 (ただし、開業パワーアップ支援資金要件の場合は、3,500万円 新分野貸付（海外展開）要件の場合は、5,000万円まで) |
| 融資利率 | 金融機関所定金利一利子補給率※ ※利子補給率は、0.67%以内（金融機関所定金利の1/2までとする）（固定変動可） |
| 信用保証 | 開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる |
| 保証料 | 開業パワーアップ支援資金又は新事業展開支援資金に準ずる |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年以内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 新分野貸付要件に該当するもののうち、海外投資を行うものについては、（公社）静岡県国際経済振興会も可 |

【クラスター産業分野支援貸付】

| | |
|-------|--|
| 融資対象 | 静岡新産業集積クラスターに参画する中小企業者、組合（地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金の対象となるものを除く） |
| 資金用途 | クラスター関連分野事業の実施に必要な設備資金及び運転資金 |
| 融資限度額 | （成長産業分野支援貸付、クラスター産業分野支援貸付の合計で） 1企業・1組合 10億円 |



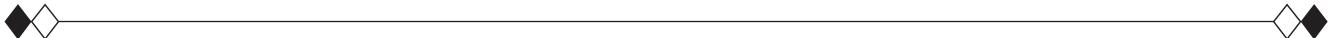
| | |
|-------------|---|
| 融資利率 | 金融機関所定金利—利子補給率※（固定・変動可） ※利子補給率は、0.67%以内（金融機関所定金利の1/2までとする） |
| 信用保証 保証料 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要年0.3～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 |

◆◇ 新エネ・省エネ設備等導入促進資金

| | |
|--------------|--|
| 融資対象者 | 原則として1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、組合であって、新エネ・省エネ設備等の導入を図るもの |
| 資金用途 | 新エネ・省エネ設備等の導入に必要な資金 |
| 融資限度額 | 1企業・1組合 1億円（天然ガスコーチェネレーションの場合 3億円） |
| 融資利率 | 年1.6%以内（新エネ設備特別型の場合、年1.4%以内）（固定金利） |
| 信用保証 保証料率 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要普通保証・エネルギー需給安定対策保証の場合、年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） エネルギー対策保証の場合、年0.98%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 10年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

◆◇ ふじのくにフロンティア推進資金

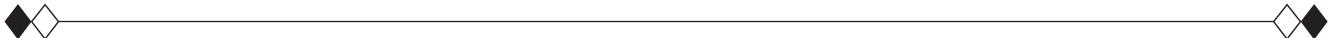
| | |
|--------------|--|
| 融資対象 | 防災・減災と地域成長を目指すふじのくにフロンティア推進区域等における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、安全・安心で魅力ある地域づくりに資するものとして、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合（地震リスク分散資金及び成長産業分野支援資金の対象となるものを除く。） |
| 資金用途 | ふじのくにフロンティア推進区域又は新拠点区域における事業の実施に必要な設備資金（土地取得費を含む。） |
| 融資限度額 | 1企業・1組合 10億円 |
| 融資利率 | 年1.4%以内（固定金利） |
| 信用保証 保証料率 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 15年以内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（5年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ；県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |



◆◇ 事業承継資金

| | |
|--------|---|
| 融資対象 | ・原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合から事業を譲り受ける者で下記ア～ウのいずれかの要件を満たす者 ア. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者 イ. 静岡県事業引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 ウ. 中小企業等経営強化法に規定する「認定経営革新等支援機関」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 ・上記ア～ウのいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者 |
| 資金用途 | 事業承継に要する次の用途に係る資金（対象期間：事業承継の契約締結後5年まで） ① 事業承継契約等に係る経費 ② 株式・事業資産等の取得に係る経費 ③ 事業承継計画を実行するための運転資金 ④ 事業承継計画を実行するための設備資金 |
| 融資限度額 | 1企業・1事業者 2.8億円 |
| 融資利率 | 年1.6%以内（固定金利） |
| 信用保証 | 取扱金融機関が必要と認めたときは、信用保証協会の保証要 |
| 保証料 | 年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引） |
| 融資期間 | 運転資金10年内 設備資金15年内 |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還（1年内の据置可） |
| 取扱金融機関 | 県内に本支店を有する金融機関 |
| 相談窓口 | 取扱金融機関、商工会議所・商工会、中央会、産業財団、県商工金融課 ※詳細問い合わせ：県商工金融課 制度資金班 TEL 054-221-2513・2519 |

● 「新型コロナウイルス感染症対応枠」に関する県制度融資につきましては、別途お問い合わせください。



2. 助成制度

◆◇ 経営革新計画促進事業費補助金

補助対象 中小企業等経営強化法に基づき承認された経営革新計画を実施する中小企業者及び組合等。

<新商品・新技术・新役務開発>

(1) 専門家の委嘱等により行う新商品・新技术・新役務の開発研究に関する事業

①新商品・新技术の商品化又は新役務のための開発設計事業

②新商品・新技术の商品化のための設備の運転研究事業

(2) 専門家の委嘱等により行う新商品・新技术の企業化（商品化）に関する事業

①新商品・新技术の商品化のための試作、改良

②商品化された新商品・新技术のデザイン等の改善事業

③商品化された新商品・新技术・新役務の求評事業

(3) その他、新商品・新技术・新役務開発として知事が適當と認めた事業

<販路開拓>

(1) 国内外各地等において行う販路開拓のための展示会等への参加

(2) 専門家の委嘱等により行う販路開拓に関する調査、指導等

(3) 販路開拓に必要なノウハウ等を習得させるための各種研修、講習会等

(4) 販路開拓に必要な情報収集・提供等

(5) その他、販路開拓として知事が適當と認めた事業

<生産性向上>

(1) 専門家の委嘱等により行う生産性向上に関する研究、調査、指導等

(2) 生産性向上に必要なノウハウ等を習得させるための各種研修、講習会等

(3) 生産性向上に必要な情報収集、提供等

(4) その他、生産性向上として知事が適當と認めた事業

補助率

補助対象経費の1/2以内

補助限度額

新商品・新技术・新役務開発 500万円

販路開拓 200万円

生産性向上 150万円

問い合わせ先

静岡県経済産業部商工業局 経営支援課 TEL 054-221-2526

(公財) 静岡県産業振興財団 経営革新支援チーム TEL 054-273-4432

◆◇ 小規模企業経営力向上事業費補助金

補助対象

中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業（過去に経営革新計画の承認を受けた企業及び当該小規模企業経営力向上事業費補助金を受けた企業を除く※。ただし、過去に経営革新計画の承認を受けたが、事業承継し、後継者が新たな分野で新規事業にチャレンジする場合は対象）。

※新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた事業者においては要件緩和あり。

以下の要件のすべてを満たすもの

ア. 自社がこれまでに行ったことがないもの又は既存のものを大幅に改善するもの

イ. 新たな需要の開拓又は生産性の向上を目指して行うもの

ウ. 経営革新計画の承認取得を目指す3年間の経営ビジョンを策定した上で行うもの

補助率

補助対象経費の2/3以内

補助限度額

50万円

問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所

◆◇ 新規産業立地事業費補助金

補助対象

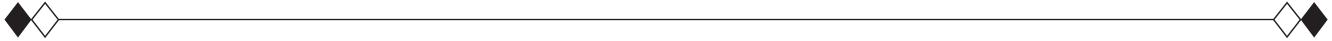
静岡県内で製造工場や物流施設などを新規に立地した企業

〈①工場（製造業、植物工場）〉

・設備投資額が5億円以上、かつ県内雇用増が1人以上又は県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上であること

〈②物流施設（高度な物流施設）〉

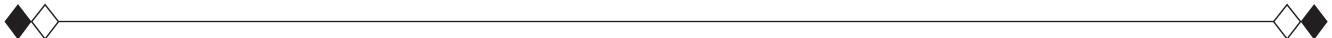
・設備投資額が5億円以上、かつ県内雇用増が1人以上又は県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上であること



| | |
|---------|--|
| 補 助 率 | <ul style="list-style-type: none">必須設置設備 流通加工用設備等〈③研究所（製造業に係る研究所又は自然科学研究所）〉・設備投資額が1億円以上、かつ県内雇用増が1人以上であること・研究施設面積 200m²以上・研究員数 5人以上 <ul style="list-style-type: none">〈①工場（製造業、植物工場）〉・成長分野（食品、医薬品、医療機器、環境関連の製造業など）10%、10億円※を限度・その他 7%、7億円※を限度 <ul style="list-style-type: none">〈②物流施設（輸送業等）〉・7%、7億円※を限度 <ul style="list-style-type: none">〈③研究所（製造業に係る研究所又は自然科学研究所）〉・10%、10億円※を限度 <p>※複数の工場を集約・再編して設置する拠点化工場や技術開発拠点となるマザーワーク場への設備投資で補助対象経費が100億円を超える場合は、限度額の上乗せが可能</p> <p>用地取得日から、3年以内の操業開始（未造成用地の場合は用地取得日から5年以内、自社有地の場合は事業着手日から2年以内）</p> |
| 事 業 期 間 | |
| 対 象 経 費 | <ul style="list-style-type: none">・建物建設費及び機械設備購入費（生産、研究、開発、事務、流通加工、事業継続に係るもの）・安全対策費（津波浸水想定等のある地域への進出のみ） |
| 交 付 条 件 | 雇用人数を3年間維持 |
| 交 付 回 数 | 制限なし（複数回目の申請も上記の要件で申請可能） |
| 問い合わせ先 | 静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課 TEL 054-221-3262 |

◆◇ 地域産業立地事業費補助金

| | |
|---------|--|
| 補 助 対 象 | 静岡県内で製造工場や物流施設などを新規に立地するため、用地取得、新規雇用を行った企業 |
| | <ul style="list-style-type: none">〈①工場（製造業、植物工業）、②物流施設（輸送業等）〉・用地取得面積 1,000m²以上・従業員数 10人以上・県内雇用増 1人以上又は県内雇用数維持かつ生産性の向上10%以上・②のみ必須設置設備 流通加工用設備等 <ul style="list-style-type: none">〈③研究所等（製造業に係る研究所又は自然科学研究所、ソフトウェア業）〉・県内雇用増 1人以上・研究・開発施設面積 200m²以上・研究・開発員数 5人以上 |
| 補 助 率 | <ul style="list-style-type: none">①工場<ul style="list-style-type: none">・成長分野：ふじのくにフロンティア推進区域等の用地取得費 40%、4億円を限度・成長分野：通常区域の用地取得費 30%、3億円を限度・その他：ふじのくにフロンティア推進区域等の用地取得費 30%、3億円を限度・その他：通常区域の用地取得費 20%、2億円を限度②物流施設<ul style="list-style-type: none">・ふじのくにフロンティア推進区域等の用地取得費 30%、3億円を限度・通常区域の用地取得費 20%、2億円を限度①②ともに新規雇用従業員 100万円／人③研究所等（製造業に係る研究所又は自然科学研究所、ソフトウェア業）<ul style="list-style-type: none">・研究所等：ふじのくにフロンティア推進区域等の用地取得費 40%、4億円を限度・研究所等：通常区域の用地取得費 30%、3億円を限度・新規雇用従業員 100万円／人 |
| 事 業 期 間 | 用地取得日から、3年以内の操業開始（未造成用地の場合は、5年以内） |
| 対 象 経 費 | 用地取得費、従業員の新規雇用 |
| 交 付 条 件 | 雇用人数を3年間維持 |
| 交 付 回 数 | 制限なし（ただし、複数回目の申請については上記要件に加え、設備投資額5億円以上（研究所等は1億円以上）の場合に限る） |
| 問い合わせ先 | 各市町企業立地推進担当課 |



◆◇ 県内立地工場等事業継続事業費補助金

| | |
|---------|---|
| 補 助 対 象 | 静岡県第4次地震被害想定において被害が想定される区域に立地する工場等を、その区域外またはより被害の程度が低いと想定される区域に移転または分散する企業。対象施設が平成23年3月11日以前から県内で操業を行っている施設であること 〈①工場・②物流施設〉 <ul style="list-style-type: none">・設備投資額 5億円以上・従業員数 1人以上・②のみ必須設置設備 流通加工用設備等 〈③研究所〉 <ul style="list-style-type: none">・設備投資額 1億円以上・研究施設面積 200m²以上・研究員数 1人以上・①②③ともに県内雇用 現状維持以上 |
| 補 助 率 | 7%、5億円を限度。 |
| 事 業 期 間 | 2年以内 |
| 対 象 経 費 | 建物建設費及び機械設備購入費、安全対策費 |
| 交 付 回 数 | <ul style="list-style-type: none">・事業継続計画（BCP）に基づく移転等は、1企業複数回適用可・事業継続計画（BCP）がない場合は、全面的な移転のみを対象とし、1企業1回限り適用 |
| 適 用 期 間 | 令和4年度申請分まで |
| 問い合わせ先 | 静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課 TEL 054-221-3262 |

◆◇ 県内立地工場等事業継続強化事業費補助金

| | |
|-----------|---|
| 補 助 対 象 | 静岡県第4次地震被害想定において被害が想定される区域に立地する工場等を、その区域外またはより被害の程度が低いと想定される区域に移転または分散する企業。対象施設が平成23年3月11日以前から県内で操業を行っている施設であること 〈①工場・②物流施設・③研究所・ソフトウェア業〉 <ul style="list-style-type: none">・①②ともに用地取得面積 1,000m²以上、従業員数 1人以上・②のみ必須設置設備 流通加工用設備等・③のみ研究・開発施設面積 200m²以上、研究・開発員数 1人以上・①②③ともに県内雇用 現状維持以上 |
| 補 助 率 | 用地取得費 20%、新規雇用 50万円/人 |
| 補 助 限 度 額 | 2億円 |
| 事 業 期 間 | 用地取得日から2年以内 |
| 交 付 回 数 | <ul style="list-style-type: none">・事業継続計画（BCP）に基づく移転等は、1企業複数回適用可・事業継続計画（BCP）がない場合は、全面的な移転のみを対象とし、1企業1回限り適用 |
| 適 用 期 間 | 令和4年度申請分まで |
| 問い合わせ先 | 各市町企業立地推進担当課 |



◆◇ 物流業立地事業費補助金

| | |
|---------|--|
| 補 助 対 象 | 物流業者と用地取得・施設設置者が一体となって整備する賃貸型物流施設の設備投資、新規雇用、用地取得費 ・物流施設を設置し、業務を開始する事業。（物流施設の設置者と業務を開始する者が別法人である場合対象） ・事業主体が用地取得・施設設置者や物流業者であり、施設運営は物流業者であること。 ・事業が用地取得・施設設置者と物流業者との10年以上の賃貸借契約であること。 ・用地取得・施設設置者の用地取得1,000m ² 以上 ・物流業者の従業員数が10人以上 ・設備投資額が10億円以上、物流業者の県内雇用増1人以上、又は5億円以上で10人以上であること。 ・流通加工用施設等の設置が必須 |
| 補 助 率 | ①用地取得・雇用増に対する補助 ・新規雇用従業員1人当たり25万円 ・ふじのくにフロンティア推進区域等：用地取得費の15%、1.5億円を限度。 ・その他の区域：用地取得費の10%、1億円を限度。 ②設備投資に対する補助 7%、5億円を限度。 |
| 事 業 期 間 | 造成地3年、未造成地5年（自社有地は対象外） |
| 対 象 経 費 | ①用地取得・雇用増に対する補助 ・用地取得・施設設置者：用地取得費、安全対策費 ・物流業者：新規雇用従業員 ②設備投資に対する補助 ・用地取得・施設設置者：建物建設費、機械購入費、安全対策費 ・物流業者：機械購入費 |
| 交 付 条 件 | 物流業者の雇用人数を3年間維持 |
| 交 付 回 数 | 物流業者は1企業1回限り |
| そ の 他 | ①用地取得・雇用増に対する補助は市町との協調補助 ②設備投資に対する補助は①の補助が受けられる場合に限り利用可 |
| 問い合わせ先 | ①用地取得・雇用増に対する補助は、各市町企業立地推進担当課 ②設備投資に対する補助は、静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課 TEL 054-221-3262 |